平成２４年（フ）第１２６号
名古屋市西区那古野２丁目17番22号
債務者　杉浦富貴子
1　決定年月日時　平成24年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菅沼　勝己
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月24日午後２時
5　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３１３６号
愛知県弥富市平島町喜右味名38番地１　ポートタウンＣ―105
債務者　丸山　久佳
1　決定年月日時　平成24年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　篠田　達也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月31日午後１時10分
5　免責意見申述期間　平成24年５月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２６号
岐阜県各務原市鵜沼宝積寺町３丁目68番地６、住民票上の住所岐阜県各務原市蘇原花園町２丁目66番地10
債務者　佐々木健二
1　決定年月日時　平成24年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀部　俊治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月15日午前11時10分
5　免責意見申述期間　平成24年５月30日まで
岐阜地方裁判所

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第１２号
相模原市南区東林間５丁目16番６号　グランディール105
債務者　若杉あさり
1　決定年月日時　平成24年２月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第１３号
相模原市緑区青山209番地９
債務者　岩佐　英樹
1　決定年月日時　平成24年２月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第２２号
相模原市中央区水郷田名２丁目13番29号
債務者　江成　亜記
1　決定年月日時　平成24年２月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第３０号
相模原市中央区相模原７丁目８番７号　タウンアート相模原208
債務者　門田　康裕
1　決定年月日時　平成24年２月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第３２号
神奈川県座間市ひばりが丘２丁目66番８号
債務者　堀住　　稔
1　決定年月日時　平成24年２月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第３３号
神奈川県座間市小松原２丁目24番２―303号　モナークマンション南林間
債務者　皆川　泰之
1　決定年月日時　平成24年２月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第３２７８号
札幌市豊平区月寒東３条18丁目17番３号
債務者　大木　順子
1　決定年月日時　平成24年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３３１８号
札幌市東区北23条東２丁目４番16―201号
債務者　牧田　志保
1　決定年月日時　平成24年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３３６０号
札幌市北区新琴似８条11丁目５番27号　サカイＭＣ203号
債務者　天満屋敷護
1　決定年月日時　平成24年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３４３１号
札幌市清田区清田４条３丁目６番26号　清田サンハイムＢ―102号
債務者　小田切琢磨
1　決定年月日時　平成24年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３５８２号
札幌市白石区本通４丁目北４番15号　Ｅフラット101号
債務者　福島　正美（旧姓村田）
1　決定年月日時　平成24年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２１号
北海道北広島市輝美町３番地２　A31―33
債務者　村田　武男
1　決定年月日時　平成24年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２２号
北海道北広島市輝美町３番地２　A31―33
債務者　村田　純子
1　決定年月日時　平成24年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３８号
札幌市東区北38条東20丁目４番８号　第３パークハイツ38―101
債務者　久保　弘美
1　決定年月日時　平成24年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部